

第 11 次

長野県交通安全計画

令和 3 年度(2021 年度)～令和 7 年度(2025 年度)

長野県交通安全対策会議

ま え が き

20世紀初めに自動車実用化されてから、自動車保有台数は後半に急増し、20世紀末には全国で7,600万台に達するなど、20世紀は正に自動車の世紀であったと言えます。

この自動車の増加に対して、交通安全施設が不足していたことや、車の安全性を確保するための技術が未発達であったことから、自動車保有台数の増加とともに交通事故も増加し、交通事故死者数は昭和45年（1970年）に1万6,765人に達しました。

このため、交通安全の確保は焦眉の社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、昭和45年6月に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。

長野県においても自動車保有台数等の増加と並行して交通事故が増加し、昭和47年（1972年）には交通事故死者数が337人に達しましたが、10次にわたり県の交通安全計画を策定し、関係行政機関・民間団体・県民がそれぞれの立場で交通安全対策を推進してきた結果、平成15年（2003年）中の死者数は164人とピーク時の半分以下となり、さらに令和2年（2020年）中の死者数は46人にまで減少しました。

しかしながら、近年においても高齢運転者による事故、子供が犠牲となる痛ましい事故が発生しており、特に、次代を担う子供のかげがえのない命を交通事故から守っていくのも重要です。

また、鉄道交通の事故は、大量・高速輸送システムの進展の中で、ひとたび事故が発生した場合には、重大なものとなる恐れがあります。

交通事故の防止は、関係行政機関・団体及び県民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念のもとに、交通事故のない社会を目指して、総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければなりません。

この交通安全計画は、このような観点から交通安全対策基本法に基づき、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、関係機関・団体が緊密な連携を保ち、地域の交通実態に即した効果的な交通安全施策を推進してまいります。

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 交通安全計画施策体系 | 1 |
| 第1編 はじめに | 2 |
| 第1章 交通安全計画の策定について | 2 |
| 1 基本理念 | 2 |
| 2 交通安全計画策定の趣旨 | 2 |
| 3 第11次長野県交通安全計画の策定 | 3 |
| 4 計画推進に当たっての役割分担と連携強化 | 3 |
| 第2編 道路交通の安全 | 4 |
| 第1部 総論 | 4 |
| 第1章 道路交通事故の現状等 | 4 |
| 1 全国及び長野県における交通事故死者の推移 | 4 |
| 2 長野県における近年の交通事故発生状況と交通死亡事故の特徴 | 4 |
| 3 交通事故の特徴 | 6 |
| (1) 高齢者事故の推移 | 6 |
| (2) 子供事故の推移 | 10 |
| (3) 自転車事故の推移 | 10 |
| (4) 歩行者事故の推移 | 11 |
| 4 道路交通事故の見通し | 13 |
| 第2章 第11次長野県交通安全計画における目標 | 13 |
| 第2部 道路交通の安全についての対策 | 15 |
| 第1章 今後の道路交通安全対策を考える視点 | 15 |
| 1 重点すべき視点 | 15 |
| (1) 高齢者及び子供の安全確保 | 15 |
| (2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 | 16 |
| (3) 生活道路における安全確保 | 17 |
| (4) 先端技術の活用推進 | 17 |
| (5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 | 17 |
| (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進 | 18 |
| 第2章 講じようとする施策 | 20 |
| 第1節 道路交通環境の整備 | 20 |
| 第2節 交通安全思想の普及徹底 | 40 |
| 第3節 安全運転の確保 | 52 |
| 第4節 車両の安全性の確保 | 61 |
| 第5節 道路交通秩序の維持 | 66 |

| | | |
|------|-----------------------------------|----|
| 第6節 | 救助・救急活動の充実 | 71 |
| 第7節 | 被害者支援の充実と推進 | 75 |
| 第8節 | 研究開発及び調査研究の充実 | 78 |
| 第3編 | 鉄道交通の安全 | 80 |
| 第1部 | 鉄道事故のない社会を目指して | 81 |
| 第1章 | 鉄道事故の状況等 | 81 |
| 1 | 鉄道事故の状況 | 81 |
| 2 | 近年の運転事故の特徴 | 81 |
| 第2章 | 交通安全計画における目標 | 82 |
| 第2部 | 鉄道交通の安全についての対策 | 82 |
| 第1章 | 今後の鉄道交通安全対策を考える視点 | 82 |
| 第2章 | 講じようとする施策 | 82 |
| 1 | 鉄道交通環境の整備 | 82 |
| 2 | 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | 83 |
| 3 | 鉄道の安全な運行の確保 | 83 |
| 4 | 鉄道車両の安全性の確保 | 85 |
| 5 | 救助・救急活動の充実 | 85 |
| 6 | 被害者支援の推進 | 85 |
| 第4編 | 踏切道における交通の安全 | 86 |
| 第1部 | 総論 | |
| 第1章 | 踏切事故のない社会を目指して | 87 |
| 1 | 踏切事故の状況等 | 87 |
| 2 | 近年の踏切事故の特徴 | 87 |
| 第2章 | 交通安全計画における目標 | 88 |
| 第2部 | 踏切道における交通の安全についての対策 | 88 |
| 第1章 | 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点 | 88 |
| 第2章 | 講じようとする施策 | 88 |
| 1 | 踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 | 88 |
| 2 | 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | 89 |
| 3 | 踏切道の統廃合の促進 | 89 |
| 4 | その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 | 89 |
| 付属資料 | | |
| | 交通安全対策基本法（抜粋） | 91 |

第 11 次 長 野 県 交 通 安 全 計 画 施 策 体 系

交 通 事 故 の な い 社 会 を 目 指 し て

【道路交通の安全】

[目標]
人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指し、令和7年までに
「死者数45人以下、重傷者数500人以下」とすることを旨す。

[重視すべき視点]
①高齢者及び子供の安全確保
②歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
③生活道路における安全確保
④先端技術の活用推進
⑤交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
⑥地域が一体となった交通安全対策の推進

【鉄道交通の安全】

[目標]
①乗客の死者数ゼロを目指す
②運転事故全体の死者数減少を目指す

【踏切道における交通の安全】

[目標]
計画期間中の踏切事故件数を第10次交通安全計画期間中の件数と比較して約1割削減することを旨す

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者支援の充実と推進
- 8 研究開発及び調査研究の充実
- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 鉄道車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 被害者支援の推進
- 1 踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置